

決 裁	会 長	事 務 局	
			



## 別紙 4

建管第1074号  
令和2年(2020年)11月27日

建設業者団体の長 様

北海道建設部長

「北海道新型コロナウイルス感染症対策本部第28回本部会議」における  
決定事項について

日頃から本道の建設行政の推進に御理解と御協力をいただき、御礼申し上げます。

さて、道では、依然として全道で集団感染が発生し、緊急時の医療提供に影響を及ぼす可能性も生じていることから、集中対策期間を12月11日まで延長し、更なる感染拡大防止対策の協力要請を行うこととしました。

つきましては、別添通知文により貴団体の会員に「新北海道スタイル」など感染リスクを低減する行動の更なる徹底に努めていただきますよう、周知について御配慮をお願いします。

なお、本通知内容については、道庁建設部建設管理課のホームページにおいて、お知らせしていますことを申し添えます。

記

- 1 送付資料
  - (1) 通知文(知事)
  - (2) 資料1-1 今後のステージ運用について
  - (3) 資料1-2 札幌市の感染状況について
  - (4) 資料2 感染拡大防止に向けた施策について

- 2 道庁建設部建設管理課のホームページ

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/ksk/osirase.htm>

(建設政策局建設管理課建設業係)

令和2年(2020年)11月26日

各関係団体・事業者の皆様

北海道知事 鈴木 直道

「北海道新型コロナウイルス感染症対策本部第28回本部会議」に  
おける決定事項について(通知)

日頃より、新型コロナウイルス感染症対策に御理解、御協力をいただいている  
ことにお礼を申し上げます。

現在、道では、11月7日から11月27日までを集中対策期間として、札幌市  
内においては、すすきの地区を対象に、特措法に基づき、飲食店等の営業時間の  
短縮等の協力要請に加え、感染リスクを回避できない場合における不要不急の  
外出自粛や市外との不要不急の往来自粛などの行動変容の協力要請の措置を実  
施しているところであります。

こうした取組により、新規感染者の増加ペースは緩やかになっているものの、  
依然として、全道的に医療機関や介護施設などで集団感染が発生するとともに、  
幅広い世代で感染の広がりが見られ、また、特に医療機関においては、患者数の  
増加による病床のひっ迫に加えて、医療従事者の感染などによる人員不足等か  
ら緊急時の医療提供に影響を及ぼす可能性も生じているところです。

こうした極めて厳しい状況を踏まえ、今般、集中対策期間を2週間延長し、12  
月11日までの間、これまで実施してきた対策に加えて、札幌市内では、接待を  
伴う飲食店について休業を要請し、また、その利用を控えること、更に、道内全  
域においては、重症化リスクの高い方と接する方等に感染リスクを回避する行  
動をより一層、徹底していただくことなどの協力要請を行うこととしました。

つきましては、貴団体・事業所の皆様におかれましても、この度の道の決定内  
容について、御理解、御協力をいただき、次の事項に十分留意の上、感染防止対  
策を更に徹底いただくよう、よろしく申し上げます。

#### 記

- 新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づく協力要請等  
～ 別添「資料2」のとおり

〔北海道新型コロナウイルス感染症対策本部  
指揮室 企画班 電話：011-206-0368〕